

## 個人番号及び法人番号の記載のお願い(お知らせ)

平成28年1月からの個人番号(マイナンバー)及び法人番号の利用開始に伴い、平成28年度の申告分より個人番号及び法人番号の記載が必要となりました。償却資産申告書を提出される際に、個人の方は個人番号(12桁)、法人の方は法人番号(13桁)の記載をお願いいたします。

### 【 個人の方の場合 】

個人番号の記載を必要とする申告書を提出していただく際には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)第16条に基づき、なりすまし等を防止するための本人確認を行います。

#### 一. 本人が申告書等を提出する場合

本人確認として、番号確認(正しい個人番号であることの確認)及び身元確認(個人番号の正しい持ち主であることの確認)を行いますので、次の1・2の本人確認書類の掲示をお願いします。(個人番号カードがあれば、番号確認と身元確認が一枚で行えます)

1 番号確認(下記ア～ウの書類をいずれか1点)

ア 個人番号カード

イ 通知カード

ウ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

2 身元確認(下記ア～ウの書類をいずれか1点)(エの場合はいずれか2点)

ア 個人番号カード

イ 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障がい者手帳、在留カード、特別永住証明書

ウ 税理士証票、写真付きの学生証、写真付きの社員証、写真付きの資格証明書(宅地建物取扱主任者証等)

エ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等

※ 上記書類の掲示が困難な場合は、ご相談ください。

#### 二. 代理人(税理士・税理士法人)が申告書等を提出する場合

本人確認として、代理権の確認、代理人の身元確認及び申告等を行う本人の番号確認を行いますので、次の1～3の本人確認書類の掲示をお願いします。

1 代理権の確認

税務代理権限証書

2 代理人の身元確認

税理士証票

3 申告を行う本人の番号確認(下記ア～ウの書類をいずれか1点)

ア 個人番号カードの写し

イ 通知カードの写し

ウ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

### 三. 本人が申告書等を電子（eLTAX）提出する場合

1 番号確認 … 書類添付不要

2 身元確認

eLTAX で認めている電子証明書のデータ送信

### 四. 代理人（税理士・税理士法人）が電子（eLTAX）提出する場合

1 代理権の確認

税務代理権限証書データ、申告を行う本人の利用者 ID を入力してのデータ送信

2 代理権の身元確認

代理人に係る eLTAX で認めている電子証明書、代理人の利用者 ID と暗証番号を入力しデータ送信

3 申告を行う本人の番号確認 … 書類添付不要

※これらの本人確認書類等は、番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定められたもの及び国税関係手続に係る告示に準じて作成された総務省通知の『地方税分野での本人確認に際し、番号法施行規則に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」の告示（例）』に基づき、清瀬市が個人番号利用事務実施者として適当と認めるものと定めた確認書類等における具体例の一部です。

### 【 法人の方の場合 】

法人番号は、設立登記法人については登記されている本店または主たる事務所の所在地に、左記登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、その申告書・届出書に記載された本店または主たる事務所の所在地に国税庁から通知されています。

法人番号指定通知書の記載内容は国税庁ホームページに公表されており、本人確認をさせていただく必要はございません。通知書が届いていない場合は、国税庁法人番号管理室に連絡してください。

～国税庁長官官房企画課 法人番号管理室～

電話番号：0120-053-161

※IP 電話等でつながらない場合は、03-5800-1081 へおかけください。（通話料金がかかります）

受付時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 6 時

【償却資産申告に関するお問合せ先】  
清瀬市市民環境部課税課固定資産税係  
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地  
電話（代表）042-492-5111 内線 2226～2229  
（直通）042-497-2042